

「対人援助通訳の実践から」

第1回

飯田奈美子

1. はじめに

私は、対人援助場面のコミュニティ通訳者の役割について研究をしています。主に、通訳倫理とコミュニティ通訳独自の介入行為を通訳の専門的技術として確立していくための研究を行っています。

私は、対人援助場面のコミュニティ通訳を「対人援助通訳」と名付けたいと思っています。コミュニティ通訳ではなく、この「対人援助通訳」という名前を使いたいと思ったのは、私が実践し、研究対象としている通訳を総称するにはこれが適しているのではないかと思ったからです。コミュニティ通訳は、司法や医療、教育、福祉、入国管理など様々な場面を対象にしています。しかし、場面によってコミュニケーションの目的が異なることから、求められる役割や技術が異なります。対人援助場面の通訳では、対人援助のコミュニケーションの特徴にあった通訳を行っていく必要があります。それがどのような通訳かということ、私が行ってきた通訳実践や遭遇した事例などから、皆様に紹介していきたいと考えています。今回は、私がコミュニティ通訳研究を始めたきっかけをご紹介します。

2. コミュニティ通訳研究を始めたきっかけ

コミュニティ通訳は、在住外国人やコミュニケーション障害者の生活に密着した場面における通訳を指します。医療、教育、福祉などの対人援助場面のコミュニケーションは、専門家とクライアント間の力のバランスが異なります。援助を受ける専門家は圧倒的な情報量や裁量権を持つのに対し、援助を受けるクライアントは自らの問題解決に向けて専門家の助力を得なければならず、情報にアクセスすることも困難な場合が多いです。このような両者のバランスの差から生じるコミュニケーション上の問題に対応するため、通訳者はコミュニケーションの調整やケアの役割を担うなど様々な介入を行っています。しかし、専門家とクライアントをつなぐこのような介入は、一部の「ベテラン」と呼ばれる人のカンや経験知に依拠している部分が多く、どのような介入を行っているか不透明で、このような行為がコミュニティ通訳の専門性だと認識されていません。

私自身もコミュニティ通訳者として長年現場に携わっていました。私は、2002年～2016年まで、中国帰国者支援相談員と

して福祉事務所で中国帰国者を対象とした通訳と相談業務を行っていました。対象者は生活保護や支援給付制度を受けている人たちで、通訳場面は多岐にわたります。行政の手続きや相談場面、発達相談所での発達検査や児童相談所での虐待対応、介護申請や介護サービス場面、医療受診や入退院手続き、小中学校の三者面談や保育所面接、乳幼児健診や感染症対応など、あらゆる対人援助場面で通訳を行いました。私は、通訳の専門の訓練をうけずに通訳の仕事を始めました。中国で中国語を学び現地で就職した後に日本に帰国し、中国語を使用できる職を探していたら、福祉事務所で通訳者を募集していることを知り応募したのです。仕事を始めた当初は、生活保護や福祉・医療制度の知識もまったくなく、福祉事務所が具体的にどのような業務を行うかもよくはしりませんでした。また、通訳対象者となる中国残留邦人や中国帰国者の歴史や支援を受けている経緯についてもほとんど知りませんでした。そして、通訳の仕事を進めていくうちに、通訳者としてどのように仕事をしていけばいいかを悩むようになりました。それは、訳し方という言語の問題ではなく、対応の仕方という通訳倫理の問題でした。

当初に遭遇した象徴的な出来事があります。ある時、福祉事務所に中国残留邦人Aさんが来所され、ケースワーカー（以下CW）と話をしていました。私はその通訳を行いました。話が終わりCWが席に戻ると、Aさんは私を廊下に呼び出しました。私はよくわからず、廊下にでると、Aさんは、先ほどCWが説明した書類を出して、私に何が書いてあるかを教えてほしいと話

しました。書いている内容を教えてあげようとする、CWがそのことに気づきAさんと私のところに来て、「それは通訳さんの業務ではありません。Aさん帰ってください」と言いました。Aさんはとても怒って帰られました。私からみても、AさんとCWはお互いを信頼している関係ではないことが分かりました。Aさんは、片言の日本語を話すことができます。普段は通訳をいれずにCWと会話をしているとのことでした。でも、お互いの言い分がよく伝わっておらず、お互いを理解しあうことができていない状態でした。新米通訳者の私は、Aさんが帰っていくのをただみているだけでした。

また、ある時には、帰国者とCWが言い争う場面にも遭遇しました。帰国者2世のBさんは、生活保護を家族で受給していました。Bさんの高校生の娘がアルバイトをしていたことを福祉事務所に報告しておらず、後日そのことが発覚しました。CWは規程に基づいて、アルバイト代金を収入認定し、生活保護費からその分を差し引くことにしました。Bさんも日本語が片言できるので、最初は通訳を入れずにその説明がされていましたが、途中から通訳を入れることになりました。収入認定の手続きは複雑で、どのような状況で、どれくらい収入認定され、生活保護費がどれくらい減額されるかという内容の説明は、日本語が母語の者が聞いても一度で理解できるものではなく、ましてや日本語があまりできず、日本の制度についてよく知らないBさんにとっては、通訳が入って説明されたとはいえず、すぐに理解できるものではありませんでした。Bさんは、なぜ自分の世帯の生活

保護費が減額されるかが理解されず、CW
と言い合いになってしまいました。

CWや行政職員は専門用語を多く用いて説明をするので、対象者が内容を理解できないことも多いです。そのため繰り返し説明しても分かってもらえない苛立ちを持っています。また、中国帰国者も自分の名前や住所を書くのにもおぼつかない人もおり、生活保護という複雑な制度の理解が難しいだけでなく、自分たちの特殊な状況を援助者に認めてもらえない不満を抱えています。このような要通訳者に対しての通訳を行っていくには、忠実な通訳行為と要通訳者間の信頼関係構築を支援する通訳以外の行為を行っていく必要があると思うようになりました。通訳者が入って話された内容が忠実に通訳されたとしても、お互いが理解し、信頼関係を構築できなければ、良好な援助関係を築くことができなくなるからです。しかし、通訳倫理には、「正確性」「中立性」という通訳者の行為を制限する規定があり、通訳倫理と実践場面で求められる役割に葛藤するようになりました。

そして私は次第に、どのようにしたら、援助の専門家とクライアントが良好な援助関係を構築できるようにコミュニケーションをつなげていくことができる通訳ができるのかを模索するようになりました。

まずは、対象者について理解していかなければならないと思い、立命館大学大学院応用人間科学研究科で中国帰国者の歴史と現状、また必要な支援について研究し、さらに福祉制度についても知識を持つ必要が

あると考え、日本福祉大学中央専門学校（通信課程）で社会福祉士の資格を取りました。しかし、仕事の対象者や制度についての理解は深まったのですが、通訳者としてどのように対応すればいいかという問題は解決できませんでした。さまざまな通訳の勉強会や研修に参加しましたが、その悩みは解消されませんでした。当時は医療通訳や司法通訳がようやく使われ始めた時期で、日本ではコミュニティ通訳について周知されておらず研究も進んでいないと状態だということを知りました。そして、自分の問題解決ができる場所がないのであれば、自らそれができる場を作ろうと決心し、2006年に多言語コミュニティ通訳ネットワークという団体を立ち上げました。この団体では、さまざまなコミュニティ通訳を行っている通訳者と通訳関係者が集まり、通訳事例を出し合って対応を話し合う事例検討会を2か月に1度開催しました。そこで様々なコミュニティ通訳者と出会って議論していきました。多くのコミュニティ通訳者が通訳倫理や通訳慣習から構築された通訳観と通訳実践とのギャップに対して葛藤を抱いており、専門家とクライアントの狭間で、できることや望ましいこと、してはならぬことの指針について探り悩んでいることがわかりました。活動を行っていくうちに、対人援助場面のコミュニティ通訳者の役割を解明していく必要性を感じ、本格的にコミュニティ通訳の研究を始めることにし、2009年に立命館大学大学院先端総合学術研究科に編入学しました。（次回に続く）

中国帰国者とは、中国残留邦人とその家族を指す。中国残留邦人とは、1945年当時、中国の東北地方（旧満州地区）に居住していた開拓団などの日本人が、同年8月9日のソ連軍の対日参戦で戦闘に巻き込まれたり、避難中の飢餓疾病等で犠牲となって肉親と離別して孤児となり中国の養父母に育てられたり、やむなく中国に残ることとなった人々である。中国帰国者は極めて移民性が強い人々である。中国残留邦人は中国に残留した日本人であり、政府の援助で帰国と定着が進められている者であるが、その帰還が30年余以上も遅れたために、多くは中国文化を身につけ中国人としてのアイデンティティを持って生きてきた。また、中国残留邦人に伴って来日する配偶者やその子供の配偶者は血統的にも文化的にも中国人である。そのため、日本に「帰国」しても、言葉、生活習慣の違う国への移民家族の特性を同時に持ち、日本社会への「適応」に問題を抱えることが多いとされている。